

平成 2 1 年度

定期監査（第 3 次）結果報告書

平成 2 2 年 3 月 9 日

北見市監査委員

平成21年度 定期監査（第3次）結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、本年度の北見市監査計画に基づき、次のとおり定めました。

- 都市建設部 用地課
- 学校教育部 常呂学校給食センター
上仁頃小学校、北小学校、三輪小学校
北中学校、高栄中学校
- 社会教育部 中央図書館
美山児童センター

2 監査の期間

平成21年12月14日(月)から平成22年1月29日(金)まで
現地監査 平成22年2月5日(金)

3 監査の主眼及び方法

平成21年4月から同年11月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づき事務処理が行われているか、また、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、契約（工事、業務委託等）等に係る事務処理を対象事項として、諸帳簿の書面審査を行うとともに、関係職員からの説明を聴取した。

現地監査では、施設の安全管理及び物品等の管理・保管の状況について調査を行った。

4 監査の結果

収入・支出関係について、一部事務処理の誤りが見受けられたものの、予算及び関係法令等に基づき、概ね適正に執行されていることが認められました。今後

とも引き続き財務規則等に留意し、適正な事務・事業の執行に努めてください。

また、各施設においては、限られた財源の有効活用の観点から、計画的・効率的な予算の執行に留意するとともに、児童生徒の安全確保、物品等の適正管理、施設・設備の維持管理に努めるよう願います。